

# 福岡県公安委員会活動状況

## <定例会の主な議題及び要旨>

令和3年9月2日（木）

### 【報告事項】

#### 1 9月定例県議会の日程について

（総務部）

警察本部から「9月定例県議会は、9月10日から10月14日までの35日間の日程で開催される。警察委員会では、福岡県暴力団排除条例の一部を改正する条例の審査を予定している。」旨の報告があった。

公安委員から「福岡県暴力団排除条例の一部改正はどのようなものか。」旨の発言があり、警察本部から「暴力団事務所の開設及び運営の禁止区域の拡大など、所要の改正を行うものである。」旨の説明があった。

#### 2 風営法違反等事件の捜査終結について

（生活安全部）

警察本部から「飯塚警察署ほか5警察署及び生活安全総務課並びに組織犯罪対策課は、3月以降、飯塚市所在の社交飲食店において、無許可で同店を運営していた風営法違反事件（無許可営業）など6事件8人の飲食店経営者等を検挙した。更に、同店舗等の売上げからみかじめ料が太州会組員に支払われていた事実が判明したため、6月以降、太州会傘下組織組長ほか4人を恐喝や組織犯罪処罰法違反（犯罪収益等收受）で検挙し、一連の捜査を終結した。」旨の報告があった。

公安委員から「現在、工藤會が弱体化する中で、太州会が勢力を伸ばしている状況はあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「太州会が特段勢力を伸ばしている状況にはない。飯塚地区は以前から太州会が根を張っており、本件風営法違反事件の捜査過程において、太州会がみかじめ料を徴収している事実を認知したことから、徹底した捜査を推進し、今回逮捕した太州会組員のうち3名に対し、暴力団対策法による中止命令や再発防止命令を発出してみかじめ料の徴収を出来ないようにしている。引き続き、太州会の壊滅に向けて、歓楽街の風俗環境の浄化及び暴力団の排除に向けた取締りを実施していく。」旨の説明があった。

#### 3 風営法違反等事件被疑者の逮捕について

（生活安全部）

警察本部から「小倉北警察署ほか2警察署及び生活保安課は、北九州市及び久留米市所在の社交飲食店5店舗において、無許可で同店を運営していた風営法違反事件（無許可営業）等について、6月16日及び7月7日、福岡市博多区居住の会社役員の男性ほか2人を逮捕した。更に、同会社役員らが経営する久留米市所在の社交飲食店2店舗の売上げからみかじめ料を受領した組織犯罪処罰法違反事件（犯罪収益等收受）について、8月23日、道仁会傘下組織幹部を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「今回摘発した無許可営業飲食店の売上げの流れは解明しているのか。」旨の発言があり、警察本部から「今回摘発した無許可営業飲食店5店舗の売上げの流れを含め、事件の全容解明に向けた捜査を推進していく。」旨の説明があった。

#### 4 殺人等事件の捜査終結について

（刑事部）

警察本部から「西警察署及び捜査第一課は、6月20日夜頃、福岡市西区の自宅にお

いて、同居していた両親の首を電気コードで締め付けて殺害し、遺体を旧店舗冷蔵庫内に遺棄した殺人等事件について、7月25日及び8月15日、被害者の次男を殺人の事実で再逮捕するなど所要の捜査を行い、捜査を終結した。」旨の報告があった。

公安委員から「高齢者の介護、子供の養育等の家庭問題で悩む方は以前より増えたように思える。こうした問題が引き金になり、痛ましい事件に発展しないよう、関係機関への働き掛けをお願いする。」旨の発言があり、警察本部から「問題を抱える家庭が地域社会から孤立しないことが重要であることから、関係機関との情報共有を図っていく。」旨の説明があった。

## 5 国土交通省九州地方整備局職員らによる贈収賄事件の検挙について

(刑事部)

警察本部から「小倉北警察署ほか2警察署及び捜査第二課は、国土交通省九州地方整備局関門航路事務所が発議したクレーン修理の役務提供に関し、有利かつ便宜な取り計らいの見返りとして、数十万円相当の物品を賄賂として受け取った贈収賄事件について、8月22日、収賄側として住居不定の国家公務員の男性を逮捕し、8月23日、贈賄側として山口県下関市居住の会社役員の男性を検挙した。」旨の報告があった。

公安委員から「本件被疑者に余罪はあるのか。」旨の発言があり、警察本部から「今後、余罪や犯行動機を含め、事件の全容解明に向けた捜査を推進していく。」旨の説明があった。

## 6 建造物侵入事件被疑者の逮捕について

(暴力団対策部)

警察本部から「田川警察署及び暴力団犯罪捜査課は、大任町長に対して危害を加える目的で、6月22日、町長が看守する大任町役場内に侵入した建造物侵入事件について、8月30日、田川郡大任町居住の自営業の男性を逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「行政対象の暴力は、自治体の職員はもちろん、地域住民に与える影響が大きいことから、徹底した捜査を行い、事件の全容解明に努めてもらいたい。」旨の発言があった。

## 7 飲酒運転による死亡ひき逃げ事件被疑者の逮捕について

(交通部)

警察本部から「春日警察署及び交通捜査課並びに交通機動隊は、福岡県那珂川市の国道上で発生した飲酒運転による死亡ひき逃げ事件について、8月29日、同市居住の会社員の男性を酒気帯び運転で逮捕するとともに、同日、所要の捜査により、危険運転致死罪及び道路交通法（救護義務）違反で再逮捕した。」旨の報告があった。

公安委員から「当日は緊急事態宣言期間中であり、県下全域で酒類提供を行う飲食店に休業要請がなされているが、被疑者は飲食店において飲酒したのか。」旨の発言があり、警察本部から「被疑者の事故前の行動や飲食店による酒類提供状況などを含め、本件の全容解明に向けた捜査を推進していく。」「本件発生直前の8月25日には、15年前の海の中道大橋において、幼児3名が亡くなる飲酒運転事故が発生したことを捉え「福岡県飲酒運転撲滅県民大会」が開催され、さらに、同日から8月31日までの間、飲酒運転撲滅週間として官民一体となった飲酒運転撲滅対策を講じている最中の事件であり、飲酒運転撲滅の意識が浸透していないことを痛感した。引き続き、関係機関と連携し、広報啓発を始めとする各種対策を強力に推進していく。」旨の説明があった。

### 【その他の報告事項】

警察本部から「工藤會総裁等への第一審判決があった8月24日は、福岡地方裁判所及び福岡拘置所からの警備要請に基づき、裁判所、拘置所及び護送経路において、所要の体制で警戒を実施した結果、特異な事案の発生はなく、判決公判は終了した。なお、工藤會総裁等による裁判官に対する発言を踏まえ、裁判官を始めとする公判関係者に対する保護対策の更なる強化を図っている。」旨の報告があった。

